

平成14年度厚生科学研究費補助金  
(障害保健福祉総合研究事業)

法改正に伴う身体障害者更生相談所及び知的障害者

更生相談所のあり方に関する研究

－更生相談所事務マニュアル－

主任研究者

飯 田 勝

**平成14年度厚生科学研究費補助金総括報告書概要版  
(障害保健福祉総合研究事業)**

**法改正に伴う身体障害者更生相談所及び知的  
障害者更生相談所のあり方に関する研究  
－更生相談所事務マニュアル－**

平成14年度厚生労働科学研究費補助金  
(障害保健福祉総合研究事業)

〔法改正に伴う身体障害者更生相談所及び知的  
障害者更生相談所のあり方に関する研究〕

－更生相談所事務マニュアル－

〔身体障害者更生相談所事務マニュアル〕

- 主任研究者 飯田 勝 (埼玉県総合リハビリテーションセンター総長)
- 研究協力者 安藤 武 (社会福祉法人栄寿会  
あきやま苑小川デイサービスセンター所長)
- 分担研究者 廣岡 享 (埼玉県総合リハビリテーションセンター専門調査員  
兼身体障害相談課長)
- 研究協力者 猪野塚 将 (同センター身体障害相談課主査)
- 分担研究者 佐々木 鐵人 (北海道立心身障害者総合相談所長)
- 研究協力者 千葉 裕 (北海道立心身障害者総合相談所企画指導課長)
- 分担研究者 水澤 英洋 (東京医科歯科大学大学院教授)
- 研究協力者 山脇 正永 (東京医科歯科大学医学部付属病院講師)

〔知的障害者更生相談所事務マニュアル〕

- 主任研究者 飯田 勝 (埼玉県総合リハビリテーションセンター総長)
- 研究協力者 遅塚 昭彦 (同センター知的障害相談課長)
- 分担研究者 土田 富穂 (東京都心身障害者福祉センター所長)
- 研究協力者 松野 宏倫 (同センター知的障害相談課長)
- 分担研究者 岡田 隆介 (広島市知的障害者更生相談所長・広島市児童療育指導  
センター心療部長)
- 研究協力者 早瀬 一男 (京都府知的障害者更生相談所所長補佐)
- 分担研究者 上家 富靖 (大阪府知的障害者サポートセンター所長)

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）  
総括研究報告書

法改正に伴う身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所のあり方  
に関する研究

－ 障害者更生相談所マニュアルの策定 －

主任研究者 飯田 勝 埼玉県総合リハビリテーションセンター総長

A. 研究目的

平成15年度から措置費に代わる支援費制度の導入が予定されている。平成13年度を始期とする3か年を研究期間として、当研究班は、支援費制度における更生相談所の役割、業務について、身体障害程度区分及び知的障害程度区分の側面から考え方を整理した。1年目の研究課題は、施設支援における障害程度区分の調査研究を行った。障害を支援の必要性及び困難性の程度に応じて、集収・分析した結果、施設種別毎に設け、障害程度については、三つに評価・区分することが適当である旨、国へ提言した。

施設訓練等支援のサービスの支給量、期間等を決定するための基本となる障害程度区分については、市町村が決定することとされているが、特に専門的判定を求めることが適当と市町村が判断した場合、更生相談所に判定（意見）を求めることとされている。その判定（意見）の指標となるべき基本的な考え方を整理し報告したところである。

今回、新しく始まる支援費制度における更生相談所のあり方を踏まえ、障害程度区分の判定（意見）についての考え方や、施設入所待機者が多数生じた場合に、公平公正の見地と専門的技術的中核機関の立場から更生相談所が入所調整に携わる場合、都道府県本庁との協力を係わる必要性がと責任がある。さらに、地方分権一括法の施行

により身体障害者福祉法も一部改正され、補装具も市町村に給付の要否の判断が委ねられた。また、基準外交付の厚生大臣協議も廃止された。さらに、身体障害児の補装具の交付事務も市町村に委譲された。

従来業務である、手帳再認定、地域リハビリテーション推進、市町村指導等、に加えて、以上のように新たな業務の追加と役割の分担が加速された。このような状況の中、更生相談所の専門的技術的中核機関としての位置付けはますますその重要性を増している。しかしながら、平成12年に実施した全国の身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の実態調査により、法改正に伴う新たな業務の取り組み状況は低調であり、本来業務についても、その実施的内容と質において地域間格差が著しい状況が露呈された。満足に業務が行えていると評価される更生相談所は、身体障害者更生相談所で、わずか15%、知的障害者更生相談所で、7%という惨憺たる状況であり、地域で受けられるサービスの内容や質に著しく差異が生じていることが浮き彫りとなった。

上述した更生相談所の実態調査の結果を踏まえ、厚生労働省内に「身体障害者更生相談所あり方検討会」と「知的障害者更生相談所あり方検討会」が発足され、平成14年11月に、それぞれ報告書を取りまとめられたところである。それによれば、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相

談所は、行政的地域リハビリテーション(知的障害者更生相談所にあつては、地域生活支援事業)の中核的機関、市町村支援、研修の実施、職員の質の向上、情報発信の場と位置付けられ、業務の明確化と職員体制の充実に加え、業務の具体的遂行にあたり、更生相談所業務を、全国同じ実施水準で実施していく必要が唱えられた。

このため、全国の制度運営のため基本的な実施水準を確保することが急務となり、業務運営指針的なマニュアルの整備が必要となった。既に平成7年において「身体障害者更生相談所事務マニュアル」が発刊されているが、知的障害者更生相談所マニュアルは、諸般の事情があり発刊されていない状況であった。そこで今回、措置費制度から支援費制度への、大きな障害者福祉の変わり目に当たり、その業務内容も大きく変容したことから、この機会に身体障害者更生相談所マニュアルを、一新し同時に、新しく知的障害者更生相談所マニュアルを作成することとした。

## B. 研究方法

「身体障害者更生相談所事務マニュアル」が平成7年に発刊されている。そこで、従前のマニュアルを基本として、平成14年に厚生労働省内に設置された身体障害者、知的障害者それぞれの更生相談所のあり方検討会で報告された「行政的地域リハビリテーションの中核機関」として更生相談所を位置づけた。また、平成12年度に厚生科学特別研究として実施した全国の更生相談所の実態調査の結果と支援費制度の導入や地方分権の進展に伴う新たな行政的需要を踏まえ、最小限必要と思われる組織、職員体制について、人口規模と地域特性により三つの設置類型と専門職種と人員を示した。

今回作成を試みた身体障害者更生相談所

のマニュアルでは、従前のマニュアルより、さらに実務的な内容になるよう、その業務に長年、携わってきたそれぞれの専門職の協力を得て、従来の抽象的表現に代えて、具体的で分かりやすく内容になるよう努めた。また、支援費制度の導入に伴う、障害程度区分に係る判定(意見)の考え方や施設入所の調整への言及、地域リハビリテーション事業の推進に係る項目を加えた。

一方、知的障害者更生相談所マニュアルの作成については、今回初めて試みることになったが、構成等、身体障害者更生相談所マニュアルと、共通する部分もあるが、知的障害者更生相談所独自に展開すべき項目や説明すべき内容もあったことから、知的障害者更生相談所の現場で、実際業務を行っている専門職の視点から、最低限必要とされる更生相談所業務に係る事項とその説明についてマニュアル化を試みることにした。

## C 結果と考察

身体障害者更生相談所マニュアル、知的障害者更生相談所マニュアルについては、一部共通な部分も含むが、それぞれの業務に特性があり、専門的視点も場面場面により異なることから別々のマニュアルとして作成を試みた。

まず、身体障害者更生相談所に係る記載については、平成14年度の下半期に更生相談所あり方検討会で、今後の身体障害者更生相談所の役割と期待が報告された。当該報告の中で更生相談所は、地域リハビリテーション(行政的)推進の中核機関であること、また、支援費制度における専門的技術的機関としての市町村支援、専門的情報提供機関としての位置付けなどが、新たな機能・役割として付与された。

当該報告に沿い、平成12年度の全国更生相談所の実態調査の結果から、身体障害

者更生相談所のモデル的な設置形態を提示し、今後の行政需要に対応できる組織体制について、必要とされる専門職種と人員の目安を示してみた。業務内容については、専門的判定として従来からの医学的判定、心理学的判定、職能的判定に加え社会的評価についても言及することとした。

補装具判定については、平成12年4月以降国から技術的助言として補装具給付取扱指針が出されているが、その記載内容をベースに実務上の取扱いで留意すべき内容を中心に記述した。さらに、来所で判定すべきもの、書類（文書）で代替することが可能と思われるものなど、専門的見地の比重と現実に即した対応に配慮し、考え方を整理した。

支援費制度の導入に伴い、新しく書き加えた内容は、障害程度区分の判定（意見）の考え方、身体障害者更生援護施設等入所調整会議の設置とその運用について、具体的に例示した。

巡回相談は、その内容をより具体的に記述した。

地域リハビリテーションの推進は、地域リハビリテーションシステム図を示し、身体障害者更生相談所が、行政的リハビリテーションシステムにおける中核機関として位置付けたモデルとして提示し、市町村との連携の一つの進め方を例示した。

従来業務や地方分権一括法の施行後の、手帳の再判定、障害程度審査委員会、基準外補装具審査会等の運用についても、実践面での対応を踏まえ、参考となると思われる内容について説明するよう努めた。

知的障害者更生相談所マニュアルは、知的障害者の地域生活支援の専門的中核機関と位置付けたこと以外は、身体障害者更生相談所マニュアルに準拠した構成とした。しかしながら、障害者支援のアプローチは、その障害状況により大きく左右され、専門

的視点も場面場面により異なることから、知的障害者への支援を前提に記述内容に若干の差異が認められるものもある。

以下、参考にマニュアルの説明項目を示す。

- 第I部 身体障害者更生相談所マニュアル
- 第1章 更生相談所の役割と組織
  - 第1節 更生相談所の役割
    - 1 役割
    - 2 沿革
  - 第2節 更生相談所の施設・組織
    - 1 設置形態・組織体制
    - 2 組織体制
    - 3 職員体制
    - 4 職員の資質向上
  - 第3節 更生相談所の設備
    - 1 設備・部屋
    - 2 備品及び器具
- 第2章 更生相談所の業務
  - 第1節 更生相談所の業務
    - 1 専門的相談・指導
    - 2 判定
    - 3 判定の種類
    - 4 身体障害者手帳障害程度審査委員会設置事業
    - 5 更生医療判定
    - 6 補装具判定
    - 7 支援費支給制度に係る判定（意見）
  - 第2節 連絡・調整
    - 1 身体障害者更生援護施設入所に係る市町村間の連絡調整
    - 2 市町村に対する専門的な技術的支援及び助言
  - 第3節 研修
    - 1 障害程度区分判定・市町村職員研修
    - 2 障害者ケアマネジメント従事者研修
    - 3 専門研修
  - 第4節 巡回相談
    - 1 巡回相談の趣旨
    - 2 実施前の準備事項
    - 3 実施
    - 4 実施後の援護
    - 5 巡回相談の機会の有効活用
  - 第5節 地域リハビリテーション推進事業
  - 第6節 その他の関連事業
    - 1 情報の管理（情報収集及び提供）
    - 2 専門的技術的機関としての相談・判定業務における情報管理
    - 3 地域リハビリテーションの中核



そして、補装具判定のあり方、研修体制のあるべき姿、市町村指導支援の具体的進め方、行政的地域リハビリテーションの中核機関としての位置付けにと今後の展開について考え方の一例を示したところである。このマニュアルは、身体障害者及び知的障害者更生相談所マニュアルを一本化して作業を進めたことと、知的障害者更生相談所マニュアルが、初めて記述されたことに大きな意義があり、今後の業務推進の一助になることを期待したい。

今後、このマニュアルが、それぞれの更生相談所、障害者福祉サービスの現場で、利用され、役立つことを期待するとともに、同時に、将来、障害種別、年齢等の縦割りの壁を乗り越えた総合相談所のマニュアルとして統一されることが望まれる。しかし、真に、このマニュアルを生かして、身体障害者及び知的障害者の福祉向上のため、支援費制度が円滑に施行されるためには、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の組織体制の整備・充実が必至であり、それなくして、「仏作って魂入れず」の結果となる虞もある。各都道府県が、専門職の確保も含めた組織体制の充実に一日も早く取り組むよう働き掛ける必要がある。



## 目 次

### 第 I 編 身体障害者更生相談所

第1章 身体障害者更生相談所の役割と組織	
第1節 身体障害者更生相談所の役割	1
1 役割	
2 沿革	
第2節 身体障害者更生相談所の組織	8
1 設置形態	
2 組織体制	
3 職員体制	
1 運営体制の確立	
第3節 身体障害者更生相談所の設備	27
1 設備・部屋	
2 備品	
第2章 身体障害者更生相談所の業務	
第1節 身体障害者更生相談所の業務	31
1 専門的相談・指導	
2 判定	
3 判定の種類	
4 身体障害者手帳障害程度審査委員会設置事業	
5 更生医療判定	
6 補装具判定	
7 支援費制度に係る判定(意見)	
第2節 連絡・調整等	129
1 身体障害者更生援護施設入所に係る市町村間の連絡調整	
2 市町村等に対する専門的な技術的支援及び助言	
第3節 研修	141
1 障害程度区分判定・市町村職員研修	
2 障害者ケアマネジメント従事者研修	
3 専門研修	
第4節 巡回相談	145
1 巡回相談の趣旨	
2 実施前の準備事項	
3 実施	
4 実施後の援護	
5 巡回相談の機会の有効活用	
第5節 地域リハビリテーション推進事業	151

第6節 その他の関連業務 .....	157
第3章 身体障害者更生相談所と各種機関との関係	
第1節 他の相談機関との関係 .....	161
1 市町村	
2 児童相談所	
3 知的障害者更生相談所	
4 市町村障害者生活支援事業(受託)者(相談支援事業者)	
第2節 就労支援に関する機関との関係 .....	164
1 公共職業安定所	
2 地域障害者職業センター	
3 障害者雇用支援センター	
第3節 身体障害者更生援護施設等との関係 .....	165
第4節 身体障害者の人権を守る連携 .....	166
1 地域福祉権利擁護事業(権利擁護センター)	
2 成年後見制度	
第5節 その他の関連機関 .....	169
1 医療機関	
2 介護保険施設	
3 労働基準監督署	
4 社会保険事務所	
5 精神保健福祉センター	
6 小児療育センター	
7 保健所・市町村保健センター	
8 盲学校、ろう学校及び養護学校・保育所	
9 社会福祉協議会	
10 補装具製作施設	
11 身体障害者相談員	
12 民生委員	

## 第Ⅱ編 知的障害者更生相談所

第1章 知的障害者更生相談所の役割と組織	
第1節 知的障害者更生相談所の役割 .....	177
1 役割	
2 知的障害者更生相談所の位置づけの変遷	
第2節 知的障害者更生相談所の組織 .....	183
1 設置形態	
2 組織体制	
3 職員体制	

4	専門職の役割	
5	職員の資質向上	
第3節	知的障害者更生相談所の設備	191
1	設備・部屋	
2	備品及び器具	
第2章	知的障害者更生相談所の業務	
第1節	知的障害者更生相談所の業務	195
1	専門的組織・指導	
2	判定	
3	判定の種類	
4	支援費制度に係る判定(意見)	
5	療育手帳判定	
第2節	連絡・調整	222
1	知的障害者援護施設入所に係る市町村との連絡	
2	市町村に対する専門的な技術的支援及び助言	
第3節	研修	227
1	障害者程度区分判定に係る市町村研修	
2	専門研修	
第4節	巡回相談	235
1	巡回相談の趣旨	
2	実施前の準備事項	
3	実施	
4	実施後の援護	
5	巡回相談の機会の有効活用	
第5節	地域生活支援推進事業	239
1	事業の目的	
2	事業の概要	
第6節	その他関連業務	242
1	情報の収集と提供等	
2	統計関係	
第3章	知的障害者更生相談所と各種機関との関係	
第1節	他の相談機関との関係	245
1	市町村	
2	児童相談所	
3	身体障害者更生相談所	
4	地域療育等支援事業(受託)者(相談支援事業者)	
第2節	就労支援に関する機関との関係	248
1	公共職業安定所	
2	地域障害者職業センター	
3	障害者雇用支援センター	

第3節 知的障害者援護施設等との関係 .....	250
1 知的障害者援護施設	
2 自閉症・発達障害支援センター	
第4節 知的障害者の人権を護る連携 .....	252
1 権利擁護センター	
2 運営適正化委員会	
3 その他	
第5節 その他の関連機関 .....	254
1 社会福祉協議会	
2 知的障害者相談員	
3 権利擁護機関	
4 民生・児童委員	
5 保健・医療関係	
6 養護学校等諸学校	

### 第Ⅲ編 各種記録様式とその管理

第1節 ケース記録 .....	257
1 ケース記録作成の意義	
2 ケース記録の作成	
3 ケース記録の要約	
第2節 判定書 .....	263
1 判定書の交付	
2 判定依頼書及び調査項目	
3 判定依頼書受理簿の整備	
4 判定書の様式	
5 判定書記載上の留意点	
第3節 ケースファイル .....	285
1 ケースファイルの作成	
2 ファイルの形式	
3 ファイル番号	
4 ケースファイルの保管・管理	
5 ケースファイルの保存義務	
第4節 情報の管理 .....	290
1 情報の管理	
2 情報の保護と公開(ケース記録の開示について)	
第5節 氏名索引 .....	292

## 第IV編 資 料

### 【身体障害者更生相談所関係】

1 身体障害者更生相談所のあり方報告書 .....	293
2 身体障害者更生相談所の設置及び運営について .....	319
3 身体障害者更生相談所の運営について .....	327
地域リハビリテーション推進事業	
人工透析審査委員会設置事業	
障害程度審査委員会設置事業実施要綱	
4 補装具種目・種類、適応例の概要 .....	332
5 日常生活用具種目一覧 .....	340
6 身体構造の解剖図 .....	344
7 医学略語一覧表 .....	362
8 身体障害者更生相談所一覧 .....	366

### 【知的障害者更生相談所関係】

1 知的障害者更生相談所のあり方報告書 .....	369
2 知的障害者更生相談所の設置及び運営について .....	380
3 厚生労働大臣が定める者等 .....	387
4 強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて .....	391
5 療育手帳制度について .....	395
6 療育手帳制度の実施について .....	397
7 知的障害者更生相談所一覧 .....	402

### 【共通】

1 標準団体における職員配置基準（平成13年度） .....	405
2 身体障害者福祉司の現員と交付税積算基礎人員との比較 .....	406
3 知的障害者福祉司の現員と交付税積算基礎人員との比較 .....	407

## 第 1 編

### 身体障害者更生相談所

## 第1章

### 身体障害者更生相談所の役割と組織

## 第1節 身体障害者更生相談所の役割

### 1 役割

身体障害者更生相談所は、身体障害者福祉法第11条に設置根拠を有する行政機関である。都道府県は義務設置であるが、指定都市については法に設置規定はなく、地方自治法施行令において設置できることになっている。

身体障害者更生相談所は、市町村における身体障害者の更生援護の実施にあたり専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導のうち、医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと及び市町村の依頼により補装具の処方及び適合判定を行い、必要により装着訓練を行うほか、更生援護に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれに付随する業務などを行う障害者援護の専門的技術的部分を担当する機関である。

平成12年4月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（以下「地方分権一括法」という。）の施行に伴い、補装具の基準外交付に係る厚生大臣協議の廃止、身体障害児に係る補装具の給付事務の都道府県から市町村への委譲が行われ、また、平成12年6月成立した「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律」によって、平成15年4月1日から身体障害者と知的障害者の福祉分野において、障害者福祉サービスの制度が措置制度から障害者の自己決定を尊重した利用者本位の制度（支援費制度）に移行することに伴い、身体障害者更生相談所はより高度の専門的知見に基づく判定が求められることになったほか、市町村における援護の適切な実施のための専門的技術的支援、地域リハビリテーションの推進といった役割を果たすことが従来に増して期待されている。

平成12年度厚生科学特別研究（「法改正に伴う身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所のあり方に関する研究」主任研究者 飯田勝）において、市町村からは、市町村職員研修、地域リハビリテーションにおける更生相談所の技術的支援や研修についての期待が高い反面、これが十分でないことが指摘されているところである。

身体障害者更生相談所が果たすべき主な役割は次のとおりである。

#### (1) 市町村支援

地方分権一括法の施行、社会福祉基礎構造改革による支援費制度の導入に伴い、身体障害者援護の実施者としての市町村の役割、権限と責任が大きくなっている。

支援費制度の導入にあたり、市町村は、地域住民に身近な行政主体として、障害者に対する支援体制の整備に努めるとともに、利用者本位のきめ細やかな対応により支援費



の支給決定等を行わなければならない。そして都道府県は、市町村において支援費制度が円滑に行えるよう必要な支援を行う役割を担う。その中で身体障害者更生相談所は、従来から実施している市町村支援のほか、地方分権一括法の施行及び支援費制度の導入に伴う市町村支援が求められており、次のような役割を担う。

#### **ア 障害者の相談支援と指導**

支援費制度においては、障害者又は障害児の保護者等からの相談に対する適切な支援（サービス又は指定事業者の選択のための情報提供等）が極めて重要であり、市町村は相談支援体制の充実に努めることが必要である。

他方、相談支援は、多様な相談機関、相談支援事業者が担うことが期待されており、身体障害者更生相談所は、市町村、事業者との連携を図り、専門的な知識や技術を活用して、障害者等が障害者福祉サービスを主体的かつ適切に選択できるよう相談支援する。

また、身体障害者に関する相談及び指導のうち、市町村において対処することが困難で専門的な意見を要する者の相談・指導を行う。

#### **イ 医学的、心理学的及び職能的判定**

市町村が法に基づく援護（更生医療の給付、補装具給付、支援費制度における居宅支給決定や障害程度区分の変更決定）を行うに当たって必要な、医学的、心理学的及び職能的判定を市町村の求めに応じ行うほか、補装具の給付に際して、必要に応じその処方及び適合判定並びに装着訓練を行う。

#### **ウ 施設入所に係る市町村相互間の連絡調整等**

支援費制度のもとでは、障害者がサービスを選択するのが基本であるが、施設の定員を入所希望者が大きく上回る場合に、施設が入所者を選別することなく施設サービスの利用が円滑かつ公平・公正に行われるよう、身体障害者更生相談所が市町村の行う施設サービス利用のあっせん、調整に関連させて、施設や関係者の参画を得て市町村間の調整等を行うことが必要である。

#### **エ 専門的技術的援助及び指導等**

身体障害者更生相談所は、市町村が実施する身体障害者に対する更生援護の実施を支援するために、専門的技術的援助指導を行う必要がある。

具体的には、判定業務、巡回相談、市町村職員の研修、地域リハビリテーション推進事業、身体障害者福祉司等による訪問相談、障害者ケアマネジメント体制支援事業等を通じて直接的な支援を行うとともに、身体障害者の福祉に関する情報を収集し、それらの情報を市町村に提供する。また、都道府県福祉事務所と連携し、研修等に講師として職員を派遣して協力する。

#### **(2) 地域リハビリテーションの推進**

障害者が地域社会の一員として生活し、日々の暮らしの中で生きる喜びが感じられるノーマライゼーションの考えに沿って、家庭や地域において障害者のニーズに基づいて生活の質の向上を図る必要がある。

そのためには、地域生活のスタイルを再構築することが重要であり、自立と社会参加を促進する観点から、地域において、機能維持のための訓練、生活技能の獲得のための生活訓練、社会生活力を高める支援、コミュニケーション支援、福祉用具の選択及び使用法、介護方法の指導、住環境整備の指導・実施、就労の確保等のサービスが総合的に提供されることが必要不可欠である。

身体障害者の専門的・技術的中核である身体障害者更生相談所は、地域リハビリテーションの中核を担うことが期待される。

市町村の在宅重度身体障害者訪問診査に協力し、家庭を訪問して診査及び専門的相談指導を行うことなども地域リハビリテーションの一環である。

### (3) 研修の実施、情報提供

身体障害者更生相談所は、地域リハビリテーションの視点で、市町村職員、施設職員、その他身体障害者援護に関わる地域の専門職員に対する研修の企画・実施、及びこれら関係職員への専門的情報の提供の役割を担う。

身体障害者へのより適切な援護サービスの提供のため、関係職員を対象とした研修会や研究会を企画し実施するだけでなく、地域における研修会や研究会に専門職員を派遣して協力することや身体障害者の更生援護に関わる専門的情報、行政情報及び地域情報を収集し提供することなどは、身体障害者援護の専門的技術的中核機関として当然の役割である。

これらの役割についての業務の詳細については、第2章以下で述べる。

#### 【身体障害者福祉法】

**第11条** 都道府県は、身体障害者の更生援護の利便のため、及び市町村の援護の適切な実施の支援のため、必要の地に身体障害者更生相談所を設けなければならない。

2 身体障害者更生相談所は、身体障害者の福祉に関し、主として第10条第1項第1号に掲げる業務（第17条の3第1項の規定によるあっせん、調整若しくは要請又は第18条第3項の措置に係るものに限る。）及び第10条第1項第2号ロからニまでに掲げる業務を行うものとする。

3 身体障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務を行うことができる。

**第10条** 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない

ない。

- 一 市町村の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 身体障害者の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
  - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
  - ロ 身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
  - ハ 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
  - ニ 必要に応じ、補装具の処方及び適合判定を行うこと。
- 2 都道府県知事は、市町村の援護の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、第1項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

### 第17条の3

- 1 市町村は、身体障害者から求めがあったときは、身体障害者居宅生活支援 事業その他の事業又は身体障害者更生援護施設の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、身体障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者又は身体障害者更生援護施設の設置者に対し、当該身体障害者の利用の要請を行うものとする。

### 第18条

- 3 市町村は、身体障害者更生施設等への入所を必要とする者が、やむを得ない事由により第17条の10の規定により施設訓練等支援費の支給を受けること又は第17条の32の規定により国立施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する身体障害者更生施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する身体障害者更生施設等にその者の入所を委託しなければならない。

#### 【身体障害者福祉法施行令】

- 第2条 身体障害者更生相談所（略）の長は、当該身体障害者更生相談所が法第10判定書を交付しなければならない。

#### 【身体障害者福祉法施行規則】

- 第10条 市町村は、居宅支給決定、支給量の変更若しくは居宅支給決定の取消し又

は施設支給決定、身体障害程度区分の変更若しくは施設支給決定の取消しを行うに当たって、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所（略）の判定を求めるものとする。

#### 【地方自治法施行令】

#### 第174条の28

3 指定都市は、身体障害者更生相談所を設けることができる。この場合においては、身体障害者福祉法第10条第1項第2号(イを除く。)及び第3項の規定は、当該指定都市に、同法第11条第2項（同法第10条第1項第2号ロからニまでに掲げる業務に係る部分に限る。）及び第3項の規定は、当該身体障害者更生相談所にこれを準用する。

## 2 沿革

### (1) 身体障害者更生相談所の位置づけの変遷

#### ア 身体障害者福祉法制定と身体障害者援護の専門的技術的拠点としての役割

身体障害者更生相談所は、昭和24年12月の身体障害者福祉法制定当時から、身体障害者の更生援護における特殊技術面の中核機関として位置づけられた。

法施行当初は、各（都道府県）福祉事務所に置かれた身体障害者福祉司の更生援護業務を医学、心理学、職能等の専門的技術的知見から支援する技術的拠点になるとともに、身体障害者に対する更生援護業務を行うことを目的とされていた。

#### イ 社会福祉事業法と科学的判定等の判定機関としての位置づけ

昭和26年の社会福祉事業法の施行により、市（区）は義務として、町村については任意で福祉事務所が設置されるようになった。この体制整備により、援護の実施責任は従来の都道府県知事だけでなく、市長及び福祉事務所を設置する町村の長まで拡大された。これにより、身体障害者更生相談所の業務であった身体障害者に対する更生相談の実施は、福祉事務所の業務となり、身体障害者更生相談所の業務は、医学的、心理学的及び職能的判定等の判定機関としての役割に重点が置かれることになった。

このような背景において、身体障害者の更生援護指導に関する技術面の中核機関としての位置づけが強調されてきた。

#### ウ 地域リハビリテーションの推進と身体障害者更生相談所

昭和40年代、社会福祉事業における地域福祉重視の動向に対応して、身体障害者福祉法の改正を重ね、その過程において昭和45年8月の身体障害者福祉審議会の答申に